

厚生労働省
東京労働局発表
令和3年6月29日

担当

東京労働局労働基準部監督課
監督課長 中村 祐樹
統括特別司法監督官 佐藤 千恵子
電話：03(3512)1612

令和2年度の東京労働局管内における送検状況について

各種危険防止措置に関する違反等、労働安全衛生法違反による送検が増加

東京労働局（局長 土田浩史）は、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）における令和2年度の司法処理状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 概要

令和2年4月から令和3年3月までの1年間に、管下の労働基準監督署（支署）では、70件（前年度に比べ30件増加）の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の違反事項をみると、危険防止措置に関する違反が19件となっているなど、労働安全衛生法違反の事案が大幅に増加しています。また、賃金・退職金不払に関する違反（16件）、割増賃金不払に関する違反（8件）も多くみられます。

業種別でみると、建設業（19件）が最も多く、次いで商業及び清掃・と畜業が11件となっています。

2 違反事項の内容

（1）労働基準法・最低賃金法違反・・・34件

労働基準法・最低賃金法違反により送検したのは34件で、主な送検事項は、賃金・退職金不払に関する違反が16件、割増賃金不払に関する違反が8件、労働時間・休日に関する違反が5件でした。

（2）労働安全衛生法違反・・・36件

労働安全衛生法違反により送検したのは36件で、主な送検事項は、危険防止措置に関する違反が19件（このうち、墜落・転落災害に関する違反が14件）、労災かくしが4件でした。

3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、法違反を原因として重大な労働災害を発生させたものや、同種の法違反を繰り返し、遵法状況に悪影響を及ぼすもの等、重大・悪質な事案に対しては、引き続き、送検も含め厳正に対処していきます。